

情 個 審 第 2 9 号

令和7年10月30日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 亀田 哲也

保有個人情報不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和6年10月21日付け会計諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「令和〇年度、会計事務局・会計指導室長が私に対し「来るな」と発言した内容の経緯がわかる文書等」不開示決定に係る審査請求事案

（個人情報諮問第112号）

（個人情報答申第104号）

第1 審査会の結論

実施機関が令和〇年〇〇月〇〇日付け会計指令第〇号により行った保有個人情報の開示をしない旨の決定のうち、別表の「文書名」欄に掲げる文書に係る部分については、これを取り消し、同表の「開示相当部分」欄に掲げる部分を開示すべきであり、その余の保有個人情報を不存在であるとして不開示とした部分については妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

令和〇年〇〇月〇〇日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる内容の保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「令和〇年度、会計事務局・会計指導室長〇〇氏が私に対し「来るな」と発言した内容

- ①その経緯・概要が分かる文書
- ②当時、会計事務局で「どの様に扱われていたかが分かる」文書
- ③その後、局内で「どの様に引き継がれたか」が分かる文書
- ④令和〇年〇月〇〇日の文書内容を示す資料
会計管理課職員を通じて必要な事項は回答又は説明していると認識
弁護士にも相談の上で、法的責任は認められないとの助言の内容
- ⑤文書内にある「必要な事項は回答又は説明していると認識している」根拠資料
- ⑥「来るな」と発言した行為を許可できるとする規則文を明示していただきたい」

2 実施機関の決定及び通知

令和〇年〇〇月〇〇日、実施機関は、本件開示請求に係る個人情報のうち上記1の①～③及び⑤、⑥について、当該文書は作成していないため実際に存在せず、④について、当該文書は、県の内部における検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、法第78条第1項第6号に該当するとして、保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け会計指令第〇号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和○年○月○○日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求書における主張

(1) ①～③について

「来るな」と言われる根拠が不明(説明なし)、当時、会計課長が当室長に「きちんと話すように」と指示したと会計課所属職員から聞いているが、回答は無かった。

「来るな。」の期間が明示されている文書も受け取っていない。言葉も無い。

令和○年○月○○日文書にて【認識】とのあります。認識との事実がある故の審査請求理由。

①・②・③文書が存在しない(後任・当事現場に居なかった職員は事実が分からない)のに④に文書にどう結びつくのか？

(2) ④について(上記に重複するが)

公務において文書が作成されていない案件を『令和○年○月○○日の文書』は何を根拠に作成し、何を根拠に認識したのか？

『率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ』とは？(外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなど)

当時、報道広聴課・人事課に出向き、規則・規定・権限等に「来るな」と言う事が認められている文書の提示を求めたが、「規則等にはない。」と双方の部署から回答があった。

また、審議・検討・中立性に関する情報については、意思決定が行なわれた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶとことは無くなる。

そもそも、私個人に対しての個人情報、「来るな」(会計事務局職員の言葉を代用すれば、『出禁の理由、その期間』、が何を基準に出されたのか？を知りたいのみ。

『知る権利』の観点からも審査請求の理由とする。

(3) 補足

当時、発言現場の同席者は私を含め3名であった。状況としては、室長が突然「来るな」の発言。他職員との意見の交換はなかった、更に、意思決定の中立性について等人は、後日、「つい、かっとなって言ってしまった

た。」と話してきた、翌年度の異動後(県〇〇〇〇〇〇にて)「会計課に行ったら良いんじゃないんですか」の言葉も言っていた。

「来るな。」と言われた言葉の前(直近)の言葉は関連職員が御理解されてますか？

(4) まとめ

・ 令和〇年〇月〇〇日文書(受領記録あり)、回答なし。6.書類として提出

・ 令和〇年〇月〇〇日文書、当人(〇〇)がその内容の説明を受けていない。6.書類として提出

規則にないことが法的に問題ないと表現される根拠とは？

令和〇年〇月時点で当事者はいない筈だが、当事者(聞き取りもなかったと聞いている)がいない中で判断が出来るのか？

2 反論書における主張

(1) 弁明書中の「弁明の趣旨」について

「上記1の処分には、違法又は不当な点はないと考える。」とあるが、『何を以て適法、何を以て妥当』と考えているのか？その根拠が示されていない。文面にはその根拠が示されていない。

(2) 反論

ア ①～③及び、⑤、⑥について、何に基づいて文書を作成しなくても良いとされたのか？その根拠になる規則等をお示し頂きたい。

「必要に忘れて」の文書の作成が記されていることは承知しているが、その根拠・基準が記されていない以上、作成文書の有無がその判断を決定する根拠にならない。

また、「作成していないため」は、今回の様な将来を鑑みた場合には適切な判断と言えるか？

当時の判断ではなく、『必要に応じて』の判断、今が(情報開示請求があった事実)必要である『必要に応じて』の対象者は誰か？限定されていない、また、情報開示制度を考える時、「作成していない」は制度の根源を揺るがす。

これまでも県職員から「当時の状況を我々どうやって認識するのか？認識出来ない以上、対応出来ない。」との言葉が出ている。その発言をした県職員の立場では『文書は必要であった。』、「必要に応じて」の解釈がここで成立するのではないか？

『文書がなければ対応出来ない。』との言い方で行為・事案の継続なしがこれまでであった。

- ・ 「文書作成をしなくてもよい。」と規則に記されていない、「必要に応じて」と記載。作成を妨げた理由が記されていない、行政運営の公正・透明性が図られなくなる。
- ・ 県職員の「来るな」発言は、公文書管理法第4条に該当する。
- ・ 「来るな」発言当時、現場には、発言職員と同所属職員、そして私(〇〇)の3名のみが在席。状況は、この3名のみが理解。
「来るなと発言職員、言葉を発した直後、「今なんと言ったのか？」と聞くと「……。」同席をしていた同所属職員は「…、よく聞こえなかった。」と。後日同内容で質問すると『「来るな。」と聞こえた。』と回答。

また、後に発言職員に関しては、当時の上司から「発言時の説明等を行う様に指示があった。」と同所属別職員・発言職員の部下(当時その場に居なかった職員)から聞かされたが、説明はなかったので「当時の説明指示が上司からあったのですか？」と発言職員に聞いたが、「……。」であったが、異動後、発言者本人から「会計課に行ったら良いんじゃないんですか？」の言葉が返ってきた。「上司の命令に従う」を履行しなかった発言職員。「上司は間違いなく言った。」との事。

また、異動後、発言職員に当時の発言に関して権限・規則(『来るな』と言える)に無い旨を確認、『では、何をもって発言したのか？』と聞くと「つい、カッとなって。」と言葉があった。少なくとも、発言職員は当時法的部分を考慮してはいなかった。

裏付けるように、当時同席していた職員からは「〇〇さんが来るなと言われる理由はないはず。」と言われ、後に発言職員に対し「〇〇さんに当時の説明をするように伝えます。」と言ってくれたが、発言職員からの説明はなく、『カッとなって』の言葉のみが残っている。

また、当時の状況を(間接的に、現場には居なかったとの表現)知る他部署の職員も「〇〇さんが来るなと言われる事が分からない。」と言っていた。

発言職員を含め後任職員にも「来るな」発言は『いつからいつまでの期間を示すのか？ 県規則で入室禁止は最長どれくらいか？』を尋ねるが回答はなかった。

法的に問題がなければ、それに則っているであろうから前記の質問に答えられる筈だが…？

事実を知らない者が何を？ どの様に？ 進めるのか？ 事実ではない事柄が事実になっていく事はないのか？

弁護士と直接話すなら未だしも(話しをしたいのではない)、人を介したのでは正確に物事が伝わらない場合もある。

「現場に直接話して欲しい。間に入ると上手く伝わらないから。」とはこれまでの各職員の声である。

状況を把握している事が前提の判断、当事者としての職員が上司の説明を拒んだ事実、どの職員が引き継ぎを受けたのか?当時の状況、話しでは誰も口を挟まなかったが…。

「弁護士に相談、助言を受けた。」とするが、弁護士には事の詳細が伝わっているのか?

その伝わった内容を誰が了解(内容的に問題ない)と出来たのか?こちら(〇〇)には、正確性を求める為の確認が求められていない。

これまで県職員にあった、「誤解・取違いは今回にはない。」と言えるのか?

イ 次に、「今後も実施機関が審査請求人の対応をする中では、更に顧問弁護士に相談することも想定され、…、実施機関が不利な状況になるおそれがあることから」、前述と重複するが、「顧問弁護士にどのような相談をしたか?その当事者しか知り得ない事実(前述)が正確に伝わっているのか?伝わっていることを誰が証明出来るのか?当事者同士であっても質問にあたって「……。」の状況、後任者も「それに(「来るな」発言)については触れられない。」発言等がこれまではあったが…。

『後任者は前任者と同等の対応が出来ない』との言葉、これまで(〇〇年間)接してきた県職員体験者の言葉を記しておく。

文中太字部分『不利』について、この件の発端を考えれば『不利』の言葉が出る事態は異様である。何をもって臨んでいるのか?その観点が問題、進展を臨めない言葉が出てきた。

(3) 弁明書中の「(3) 審査請求人のその他の主張」について

「個人の権利や過去にあった出来事に関することであって、本件開示請求と関係がなく本件処分に係る判断に影響を及ぼすものではないと考える。」は、何について述べているのか?また、「本件処分に係る判断に影響を及ぼすものではないと考える。」根拠は何によるものなのか?不明である。回答をいただきたい。

(4) 結論

ア 「来るな。」発言職員が私(〇〇)への発言の理由もなくその言葉を放ち、入室を妨げた事実 発言当時、発言職員は規則・権限に基づかない行為であったことを認めている。

同席職員等も発言職員の行為に対し、疑問が生じたので〇〇に説明を

するように伝えた。

発言職員の当時の上司も〇〇にきちんと説明をする様に指示している。当時、説明が無かった事実は残っている。いわゆる、理由の説明なく行動の制限を強いられた状況である。

後任職員は「法的に問題ない。」としているが…、問題なければ説明責任を果たすべきではないか？今回の一連の対応は理不尽な対応ではないか？

イ 公文書管理法第4条に基づき、作成されるべき文書であった。

ウ 宮崎地裁 平成19年6月29日裁判事件 平成19(行ウ)3はどうか解釈するか？

3 再反論書における主張

(1) 再弁明書の2「本件処分の妥当性」について

ア 再弁明書2(1)(後記第4の2(1))について

(ア)「存在しない文書は、存在しない以上、不開示処分とすべきであり。」

その存在しない理由が明記されていない。

対して、茨城県文書管理規定 第3条には「事務の処理は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書によって行う事を原則とする。」とある。『文書によって行う事が記されている以上、文書が存在しないはその根拠にはならない』。原課で確認済み。

(イ)「特定した文書は、……開示する事により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあり、……。」

決定された内容に対して意見の交換・意思決定の中立性が損なわれますか？検討中の文書に対する表現であり、今回は当てはまらない。

イ 再弁明書2(1)(後記第4の2(2))について

「その様な規則はない。」

規則が無ければ、何に従ってその『作成をしなくても良い。』としたのか？

茨城県文書管理規定第3条に基づけば、作成を妨げる要因はない。『事務内容に関しては全て文書で行う。』が原則。原則に合致しない、文書作成が無かった事は根拠ではない。全ては、茨城県文書管理規定に基づく。

過去に当該部署(会計課)の職員が次のように言っておられた。

ある研修にて、出席職員に「〇〇のように行って頂きたい。」と言ったら、その職員は言われた内容を行わなかった。理由を聞くと、「〇〇のように行うようには言われたが『やるな』とは言われていない。」と反論してきたとの事。当の職員は困ってしまったと言っていた。お分かりでしょうか？

ウ 再弁明書 2 (3) (後記第 4 の 2 (3)) について

「文書を作成していない事の是非を判断する制度ではない。」

制度の根幹にあるのは、情報である。その情報(文書)を作成しないのは制度がそれに支えられていない証明にもなるのでは？

作成しなかった根拠、茨城県文書管理規定に従わなかった理由を示すのがその理由である。原則に従わなかった正当な理由？

「文書を作成していない事の是非の判断する制度ではない。」は、文書作成(文書の存在)と連動している事を考慮していない表現である。このような表現を用いたら、「文書の内容を判断する制度ではない。」、「文書存在の有無を判断する制度ではない。」とも表現可能である。良識的判断でのご対応をお願いします。

エ 再弁明書 2 (4) (後記第 4 の 2 (4)) について

(ア) 「その内容を明らかにする事は出来ない。」

明らかにしない場合、その情報を内部でコントロールできる、故にその情報(正しいとされる情報)の開示は問題なかろう、正しい情報の下に正しい判断が下されたの表現をすべきである。

誤った情報が混在されていない事の判断証明は誰が下すのか？

法務相談票に記された内容は、当事者(発言者)の『会計管理課に行ったらいいんじゃないですか』も記されていますか？後に、当事者は当時の発言の内容を覆す事を発言してきた。『発言に対する正当性は無かった。』と述べてきた。異動先にて。

当事者が不在の状況で何が正しいかの見極めは必要。過去の県職員の言葉から「尾ひれは付いていないか？」

(イ) 過去の事実、今回事案の発端となった発言職員たちの初期の立ち振る舞いについて

不可解行動(「発言内容が一向に成立しない、言った言葉を自ら守らない。」件)について当時、「総括が室長からその内容を説明させます。」と言ってきたが、等の室長は、総括から私(〇〇)に説明をするように言われていなかった。〇〇の話を書くようにと誘われて私と同席をした。不可解な情報(事案)からスタートしている事実。現職員は

この事実を承知の上で『率直な意見の交換…。』等を行なおうとしているのか？

誤った情報が一人歩きをした事実(この後、室長からの説明はなかった、そしてあの言葉が…)スタートに誤っている部分がある、説明は何の為の説明だったのか？その説明すると言ってきた部分は解決したとどう認識しているのか？

つまりは、法第78条第1項第6号を出す以前の問題である。誤った事実で意見の交換等をして成果は望めない。県側の認識していると思われる事実(考える根拠)の精査が必要である。当事者のみが判断できるのが事実、発言者の気持ち・感情、当時の環境は正確には伝わらない。

根拠となる文書が存在以上、議論・検討は不可能ではないのか？積み重ねるべき事実となる文書が存在しない。そもそも、その文書が存在していたとしてもその内容が事実と異なっているか、否かは作成者の考え・気持ちによるものだが…。その理由は、これまでも事実と相違する文書が提出された経緯が証明。

オ 再弁明書2(5)(後記第4の2(5))について

表記の意図が分からない。法第78条第1項第6号はどう判断し、理解すれば良いか？分かり易く表現を変えてお教えいただきたい。何を以て法務相談をしているのか？当事者たちの時(当初)にはなかったが…？当事者たちが行なわなかった行為が何故、今に必要なか？当事者の説明に何か…。

カ 再弁明書2(6)及び(7)(後記第4の2(6)及び(7))について

全ては、茨城県文書管理規定に基づく。「作成していないため」は根拠ではない。当該関連部署に確認済み。

キ 再弁明書2(8)(後記第4の2(8))について

当初の発言職員の真意が歪められた内容であり、それに伴い当時のそれに関与した職員の判断・考えとも異なった内容である。

今回の引き継ぎ(?)内容～認識していると表現されていた根拠(過去の文書)が存在していなかった事実～を表現してきている事実はどの様に理解すればよいか？職員の言動に温度差を感じる。

(2) 結論

規則に基づく説明がない。県側の結論内容を導く内容(説明)が足りない。事務内容に関しては文書作成が原則、それを考慮すれば、「文書を作成していない」は成立せず。

更には、根拠となる文書が存在しない以上、何を根拠に進めたのか？規則等を取りまとめる主管部署から「文書が存在しないから開示出来ない。」は根拠ではないと確認をした。原則が守られていない事が明らかになった中でも「違法又は不当な点はない。」と主張しますか？

最後に原則作成が求められている筈の文書はよく搜したのですか？「搜したが見つからなかった」と「作成していない」、共に文書は出てこないが、結果同じである。それをどう理解するか？

そもそも、スタートは何であったのか？論点が違う、当初の論点を変えた論法になっている。当時の論点をお示し頂きたい。当初の関与職員からは、今回の対応はなかったが…。

3 令和〇年〇月〇日付け書面における主張

(1) 文書が無い、確認されない中、何を根拠に今回の事案を進めているのか？『事実を確認出来ない以上、内部で議論する事は難しい、出来ない。』がこれまでの職員の言葉ではあったが…。

つまりは、『来るな発言』はそもそも無かった(確認出来る文書が無いのが理由で)が結論か？

(2) 令和〇年〇月〇〇日提出の「審査請求書」について

6. その他として

書類提出

- ・令和〇年〇月〇〇日分書類
- ・令和〇年〇月〇〇日分書類

再度、返答を求めます。

4 再々反論書による主張について

(1) 再々弁明書の2「本件処分の妥当性」について

ア 再々弁明書2(1)(下記第4の3(1))について

(ア)「公文書が不存在である根拠として「作成していないため」と理由を明記している。」について当時の担当者が「文書は作成していない。」と記した公文書の提出を求める。

(その理由)過去にその文書が見つからなかった場合、「文書を作成していない。」と表現する場合があった。そもそも、今回の行為は文書を探す事から始まるが、その文書が見つからなかった事が理由とはしないから、その表現は作成しなかったとの言い換えも考えられる、文書を作成しなかったとする文書の提出を頂きたい。

過去には、文書が見つからなかった事を文書は作成されていないと

言ってきた。

茨城県文書管理規定第3条事務処理の原則。事務の処理は文書によって行う。故に当時の作成者、その関係者(上司)等が文書を作成しなかったとする書面提出で作成がなかったことを裏付ける事が必要であろう。

文字の羅列ではその信憑性(文書が作成されなかった事実)を証明出来るものではない。また、作成すべき文書はその例示内容を確認すればお分かりになるであろう。公務員として真摯に対応して頂きたい。

(イ) 上記(ア)に関連するが、(事務処理の原則)に基づき、「保有していない。」は、当時は作成されたが、現在は紛失(見つけられない等)・処分を含め保有していないを含め、「保有していない。」の表現になったのか?そのプロセスを確認する為にも確認文書の提出を求める。

作成していないとする文書の根拠を示さないのは、『出て来ない(見つかからない)文書=保有していない文書』と表現しているとも考えられるが?当時の(文書作成の有無)状況は現在の者に分かる筈がない。過去とはそういうものであろう。

(ウ) 『直ちに規則違反とはならない』

その規則内容には、作成が必要とする場合とそれを必要としない場合が明確に記されていない。判断基準が明示されておらず、そこには恣意的考えが介入する場合も考えられ、『判断』の定義には合致しない。

規則違反とはならないとは?どの様な場合、文書化しなくとも良いと判断できるのか?その一文を紹介して頂きたい。

過去に会計事務局職員が実際は文書が存在するのにその「文書は存在しない。」と言いつつ事実あり。→ 後日、こちらからの促しで文書の存在を確認した事実あり。

つまりは、探し方の問題であり、再々弁明書2(1)エに記されている様な文章での表現方法は意味なし。

イ 再々弁明書2(2)(下記第4の3(2))について

(ア) 実施機関が不利な状況になる恐れがある

事実を解明していく上で『不利』との言葉が出るようでは事実を則しての話し合いが出来なくなるのでは?今回の案件は有利・不利で行なっているのか?

(イ) 再々弁明書2(2)イ(下記第4の3(2)イ)について、令和〇年〇月〇日の会話からは考えられない表現である。

ウ 再々弁明書 2 (3) (下記第 4 の 3 (3)) について

上記ア (イ) を根拠に同様と考える

再々弁明書 2 (3) ウ (下記第 4 の 3 (3) ウ) 具体的のどの部分の返答を求めているのか? こちらから、再度、返答を求める

- ・ 令和〇年〇月〇〇日文書(受領記録あり)、回答なし。
- ・ 令和〇年〇月〇〇日文書、〇〇がその内容の説明を受けていない。回答なし。

回答したとする場合は、その文書の再提出を願います。

令和〇年〇月〇〇日提出文書を再記載

提出日は、それぞれ上記期日、当時の担当者が周知しております。

(2) その他

確かに文書の有無を判断する場ではないが、文書の作成が原則となっている以上、その部分を根幹に文書開示がされるのであろう。

全ての文書が作成されない、作成するか否かを作成者が考えてしまっただけでは文書開示の意義を根幹から揺るがす、誰のための行政か? 疑問であり、信頼感も揺らぐ。県民不在の行政か? 県職員の為の行政か? 分かり易い、丁寧な説明もない。

因みに『行政文書の管理について』(1) 行政文書の作成、その例示が示されている。

作成すべき文書の例示

- ・ 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

処理に係る事案が軽微なものである場合を除く→事後に確認が必要とされるものではない。

行政文書の管理及び、茨城県文書管理規定第 3 条(事務処理の原則)に基づけば『文書の作成』が定められている。

① 規定を妨げ文書作成が行われなかった正当な根拠

② 文書を開示する行為は、当時の文書を探すところから開始されるので...

A 当時、その文書が作成されなかった事を証明する文書、(書類が探しきれなかった場合はどの様に表現するのか? →Bへ)

B どの様に探し、それが見つからなかったとする事を証明する文書が必要であろう。これまでも県職員側で存在した文書を『文書はない。』と公言した事例が複数回あったことを考慮するとこの様な言葉が選択される。会計事務局にもその覚えはあるであろう。

最後に「不当ではない。」との言葉はどの様な内容・意味で使われていますか? また、判断についてもその基準、材料をお示し頂きたい。職員に

よって同一案件にもかかわらず都度、判断が変わる事が質問の理由。
表記内容について、以降、社会通念及び道義的責任を鑑み行って頂きたい。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求め、おおむね次のとおり主張した。

1 弁明書における主張

(1) 本件開示請求における保有個人情報について

本件開示請求のうち①ないし③、⑤及び⑥に該当する保有個人情報は、仮に存在するとすれば、以下の文書であると認められる。

ア ①ないし③は、令和〇年度に、会計事務局・会計指導室長〇〇氏が審査請求人に対し「来るな」と発言した内容が記載された文書

イ ⑤は、令和〇年〇月〇〇日付けで会計管理課長から審査請求人あての文書内にある「必要な事項は回答又は説明していると認識している」とする根拠が記載された文書

ウ ⑥は、審査請求人に対し、県職員が「来るな」と発言した行為を許可できるとする文書

エ また、本件開示請求のうち④に該当する保有個人情報は、審査請求人に対する県の対応等に関し実施した法務相談にかかる「法務相談票」及び「法務相談結果」（以下「本件保有個人情報」という。）である。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 本件審査請求にある「『開示をしないこととした理由』欄に記されていた内容について①ないし③及び⑤、⑥について、当該文書は作成していないため、実際に存在しない。

④について、当該文書は、県の内部における検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、法第78条第1項第6号に該当するため不開示とする。上記内容についての審査請求は、審査請求人が「知る権利」を主張していることから、「本件処分の取消し及び全部開示の決定を求める。」と解される。

イ 本件開示請求にある「① その経緯・概要が分かる文書」、「② 当時、会計事務局内で「どの様に扱われていたかが分かる」文書」、「③ その後、局内で「どの様に引き継がれたか」が分かる文書」及び「⑤ 文書内にある「必要な事項は回答又は説明していると認識している」根拠資料」は、仮に存在するとすれば、①ないし③は「令和〇年度に、会計事務局・会計指導室長〇〇氏が審査請求人に対し「来るな」と発言した内容が記

載された文書」、⑤は「令和〇年〇月〇〇日付けで会計管理課長から審査請求人あての文書内にある「必要な事項は回答又は説明していると認識している」とする根拠が記載された文書」、⑥は「審査請求人に対し、県職員が「来るな」と発言した行為を許可できるとする文書」であると認められるため、会計管理課執務室の文書及び電子データを探索し、その保有の有無を確認した結果、そのような文書を作成しておらず、実際に存在しない。

また、審査請求人は「①・②・③文書が存在しない(後任・当時現場に居なかった職員は事実が分からない)のに④に文書にどう結びつくのか?」、「④について(上記に重複するが)公務において文書が作成されていない案件を『令和〇年〇月〇〇日の文書』は何を根拠に作成し、何を根拠に認識したのか?」と主張しているが、④の文書(本件保有個人情報)は、審査請求人から提出があった質問書の内容や電話等でのやりとりを元に法務相談票を作成し、弁護士に相談して得た回答を元に法務相談結果を作成したものであり、①ないし③の文書が存在するか否かにかかわらず④の文を作成することは可能である。

ウ 本件開示請求にある「④ 令和〇年〇月〇〇日の文書内容を示す資料」の保有の有無を確認したところ、本件保有個人情報が存在したが、実施機関は、法第78条第1項第6号に該当するとして不開示とした。

この決定に対し、審査請求人は「『率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ』とは?」、「審議・検討・中立性に関する情報については、意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことは無くなる。」と主張しているが、審査請求人が「来るな」と発言されたとすることについて、今後も実施機関が審査請求人の対応をする中では、更に顧問弁護士に相談することも想定され、実施機関と顧問弁護士との具体的な相談内容を明らかにすると、実施機関が不利な状況になるおそれがあることから、本件保有個人情報は法第78条第1項第6号に該当するため、不開示の決定は適当である。

2 再弁明書における主張

- (1) 審査請求人は「上記1の処分には、違法又は不当な点はないと考える。とあるが、『何を以て違法、何を以て妥当』と考えているのか?そこに根拠が示されていない。文面にはその根拠が示されていない。」と主張しているが、存在しない文書は、存在しない以上、不開示処分とすべきであり、特定した文書は、県の内部における検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損な

- われるおそれがあり、法第78条第1項第6号に該当するため不開示処分とすべきであり、いずれも法の定めに従った適法な処分である。
- (2) 審査請求人は「①～③及び、⑤、⑥について、何に基づいて文書を作成しなくても良いとされたのか？その根拠になる規則等をお示し頂きたい。」と主張しているが、そのような規則は無い。
- (3) 審査請求人は「『必要に応じて』の文書の作成が記されていることは承知しているが、その根拠・基準が記されていない以上、作成文書の有無がその判断を決定する根拠にならない。」及び「『作成していないため』は、今回の様な将来を鑑みた場合には適切な判断と言えるか？当時の判断ではなく、『必要に応じて』の判断、今が(情報開示請求があった事実)必要である『必要に応じて』の対象者は誰か？ 限定されていない、また、情報開示制度を考える時、「作成していない」は制度の根源を揺るがす。」と主張しているが、保有個人情報の開示請求は、請求に係る文書について実施機関が保有の有無を確認し、保有している場合は開示の可否を判断して、開示又は不開示の決定を行うものであり、文書を作成していないことの是非を判断する制度ではない。
- (4) 審査請求人は「事実を知らない者が何を？どの様に？進めるのか？ 事実ではない事柄が事実になっていく事はないのか？」、「『弁護士に相談、助言を受けた。』とするが、弁護士には事の詳細が伝わっているのか？その伝わった内容を誰が了解(内容的に問題ない)と出来たのか？こちら(〇〇)には、正確性を求める為の確認が認められていない。これまで県職員にあった、「誤解・取違いは今回にはない。」と言えるのか？」及び「顧問弁護士にどの様な相談をしたか？その当事者しか知りえない事実(前述)が正確に伝わっているのか？ 伝わっていることを誰が証明できるのか？」と主張しているが、不開示とした本件保有個人情報については、県の内部における検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、法第78条第1項第6号に該当するため不開示と判断したものであり、その内容を明らかにすることはできない。
- (5) 審査請求人は「この件の発端を考えれば『不利』の言葉が出る事態は異様である。何をもって臨んでいるのか？」と主張しているが、実施機関は、審査請求人に対応するため法務相談を行っているので、今後も審査請求人に対応する中では、更に顧問弁護士に相談することが想定されることを鑑みると、法務相談結果は法第78条第1項第6号に該当し、不開示とすべき情報と言わざるを得ない。
- (6) 審査請求人は「『個人の権利や過去にあった出来事に関する事であって、

本件開示請求と関係がなく本件処分に係る判断に影響を及ぼすものではないと考える。』は、何について述べているのか？また、『本件処分に係る判断に影響を及ぼすものではないと考える。』根拠は何によるものなのか？不明である。回答をいただきたい。」と主張しているが、保有個人情報の開示請求は、請求に係る文書について実施機関が保有の有無を確認し、保有している場合は開示の可否を判断して、開示又は不開示の決定を行うものであり、審査請求書における審査請求人の主張のうち、弁明書5（2）「本件処分の妥当性について」に記載した事項以外の個人の権利や過去にあった出来事に関する主張は本件開示請求と関係がなく、本件処分の判断に影響を及ぼすものではないと考える。

- (7) 審査請求人は「宮崎地裁 平成19年6月29日裁判事件平成19年(行ウ)3はどう解釈するか？」と主張しているが、同裁判の判決文を確認したところ、「請求に係る公文書が存在しない具体的な根拠については、最小限の類型的な理由すら記載されていなかったものである。そうすると、本件処分は、理由付記の要件を満たさず、瑕疵があるといわざるを得ない。」とあり、本件処分については、公文書が不存在である根拠として「作成していないため」と明記しているから、理由付記不備の瑕疵はない。
- (8) 上記(1)ないし(7)に記載した事項以外の反論書における審査請求人のその他の主張のうち、職員の発言や、公文書の管理に関する法律に関することは、本件処分又は弁明の内容と関係がなく、本件処分に係る判断に影響を及ぼすものではないと考えられる。

3 再々弁明書における主張

(1) 文書不存在に関することについて

ア 審査請求人は、「(文書が)存在しない理由が明記されていない。」と主張しているが、本件開示請求に対する保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書及び上記2(7)のとおり、公文書が不存在である根拠として「作成していないため」と理由を明記している。

イ 審査請求人は次の(ア)ないし(エ)のとおり主張しているが、上記2(3)のとおり、保有個人情報の開示請求は、請求に係る文書について実施機関が保有の有無を確認し、保有している場合は開示の可否を判断して、開示又は不開示の決定を行うものであり、保有していない場合は、開示対象となる文書が存在せず、開示することができないので、不開示の理由となる。

(ア) 文書によって行う事が記されている以上、文書が存在しないはその(不開示の)根拠にはならない。

- (イ) 『事務内容に関しては全て文書で行う。』が原則。原則に合致しない、文書作成が無かった事は根拠ではない。
- (ウ) 「作成していないため」は根拠ではない。
- (エ) 規則等を取りまとめる主管部署から「文書が存在しないから開示出来ない。」は根拠ではないと確認をした。原則が守られていない事が明らかになった中でも「違法又は不当な点はない。」と主張しますか？
- ウ 審査請求人は次の(ア)及び(イ)のとおり主張しているが、茨城県文書管理規程(昭和42年茨城県訓令第19号。以下「文書管理規程」という。)第3条は、すべての事務を文書によって行うことまでを定めているものではなく、文書を作成しないことが直ちに規則違反とはならない。
- (ア) 規則が無ければ、何に従ってその『(文書を)作成しなくても良い。』としたのか？
- (イ) 制度の根幹にあるのは、情報である。その情報(文書)を作成しないのは制度がそれに支えられていない証明にもなるのでは？作成しなかった根拠、茨城県文書管理規定に従わなかった理由を示すのがその理由である。原則に従わなかった正当な理由？
- エ 審査請求人は「原則作成が求められている筈の文書はよく搜したのですか？」と主張しているが、上記1(2)イに記載したとおり、会計管理課執務室の文書及び電子データを探索し、その保有の有無を確認した結果、そのような文書を作成しておらず、実際に存在しない。
- (2) 法務相談に関することについて
- ア 審査請求人は次の(ア)ないし(エ)のとおり主張しているが、上記1(2)ウに記載したとおり、今後も実施機関が審査請求人の対応をする中では、更に顧問弁護士に相談することも想定され、実施機関と顧問弁護士との具体的な相談内容を明らかにすると、実施機関が不利な状況になるおそれがあることから、本件保有個人情報法第78条第1項第6号に該当するため、不開示の決定は適当であり、その内容を明らかにすることはできない。
- (ア) 決定された内容に対して意見の交換・意思決定の中立性が損なわれますか？
- (イ) 検討中の文書に対する表現であり、今回は当てはまらない。
- (ウ) 誤った情報が混在されていない事の判断証明は誰が下すのか？法務相談票に記された内容は、当事者(発言者)の『会計管理課に行ったらいいんじゃないですか』も記されていますか。

- (エ) 法第78条第1項第6号はどう判断し、理解すればよいか？分かりやすく表現を変えてお教えいただきたい。
- イ 審査請求人は次の(ア)ないし(ウ)のとおり主張しているが、上記1(2)イに記載したとおり、法務相談は、審査請求人から提出があった質問書の内容や電話等でのやりとりを元に行ったものである。
- (ア) 根拠となる文書が存在しない以上、議論・検討は不可能ではないのか？
- (イ) 根拠となる文書が存在しない以上、何を根拠に進めたのか？
- (ウ) 文書が無い、確認されない中、何を根拠に今回の事案を進めているのか？(中略)つまりは、『来るな発言』はそもそも無かった(確認出来る文書が無いのが理由で)が結論か？
- (3) その他の主張について
- 審査請求人は、上記(1)及び(2)に記載した事項以外に、次のアないしウのとおり主張しているが、これらの主張は本件開示請求又は弁明の内容と関係がなく、本件処分に係る判断に影響を及ぼすものではない。
- ア 文書不存在に関することについて
- (ア) (内容を)明らかにしない場合、その情報を内部でコントロールできる、故にその情報(正しいとされる情報)の開示は問題なからう、正しい情報の下に正しい判断が下されたの表現をすべきである。
- (イ) 今回の引継ぎ(?)内容～認識していると表現されていた根拠(過去の文書)が存在していなかった事実～を表現してきている事実はどの様に理解すればよいか？
- イ 法務相談に関することについて
- (ア) 当事者が不在の状況で何が正しいのか見極めは必要。過去の県職員の言葉から「尾ひれは付いていないか？」
- (イ) 不可解な情報(事案)からスタートしている事実。現職員はこの事実を承知の上で『率直な意見の交換…。』を行なおうとしているのか？誤った情報が一歩きをした事実スタートに誤っている部分がある、説明は何の為の説明だったのか？
- (ウ) 何を以て法務相談をしているのか？当事者たちの時(当初)にはなかったが…？当事者たちが行わなかった行為が何故、今必要か？
- (エ) そもそも、スタートは何であったのか？論点が違う、当初の論点を変えた論法になっている。当時の論点をお示し頂きたい。
- ウ 令和○年○月○○日付け審査請求書の添付書類について
- (以下の文書について)再度、返答を求めます。
- ・ 令和○年○月○○日分書類

・令和〇年〇月〇〇日分書類

4 結論

以上により、本件処分には、違法又は不当の点はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件開示請求に係る個人情報について

本件開示請求において審査請求人が開示を求めている個人情報は、次に掲げる文書に記載された審査請求人の個人情報であると認められる。

- (1) 令和〇年度に会計事務局会計管理課の職員が審査請求人に対し発した「来るな」との発言（以下「本件発言」という。）の経緯及び概要、本件発言に関する会計事務局内の取扱い及び引継ぎの状況が記載された文書（以下「本件対象文書1」という。）
- (2) 本件発言に関する審査請求人への対応に関し、弁護士の助言が記載された文書（以下「本件対象文書2」という。）
- (3) 会計管理課長が審査請求人に交付した令和〇年〇月〇〇日付け文書における「必要な事項は回答又は説明していると認識している」との記載についてその根拠が記載された文書（以下「本件対象文書3」という。）
- (4) 本件発言を許可できるとする規則等が記載された文書（以下「本件対象文書4」という。）

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件対象文書1、3及び4について

ア 実施機関は、本件対象文書1、3及び4について、上記第4の1（2）のとおり、会計管理課執務室の文書及び電子データを探索し、その保有の有無を確認した結果、これらの文書を作成しておらず、実際に存在しないと主張している。

この点について、当審査会事務局職員をして実施機関に上記探索の状況を改めて確認させたところ、県民からの相談案件などに係る文書を通常格納している執務室内書庫や共有ファイルサーバー内を探索したが、これらの文書は見当たらなかったものであるとのことであった。

実施機関が行った探索の方法及び範囲が不十分であるとは認められず、本件対象文書1、3及び4が存在しないとする実施機関の主張には、特段不自然・不合理な点は認められない。

イ なお、審査請求人が、文書管理規程に基づき文書を作成すべきと主張している点については、本件対象文書 1、3 及び 4 が存在しないとの実施機関の主張に対し疑義を述べたものと解したとしても、文書管理規程は、全ての事務処理において文書を作成することを義務付けてはおらず、上記アで実施機関が行った文書の探索方法及び範囲が不十分であるとはいえないことを考えると、本件対象文書 1、3 及び 4 は作成していないため存在しないとの実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められない。

そのほか、本件対象文書 1、3 及び 4 が作成されていたと判断すべき特段の事情は認められない。

(2) 本件対象文書 2 について

実施機関は、本件対象文書 2 について、本件保有個人情報（法務相談票及び法務相談結果）を特定した上で、開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとして不開示としていることから、以下、当審査会において本件保有個人情報を検分した結果を踏まえ、その不開示情報該当性について検討することとする。

ア 法第 78 条第 1 項第 6 号について

法第 78 条第 1 項第 6 号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを不開示情報としている。

本件保有個人情報は、実施機関において本件発言に関する審査請求人への対応を検討するため作成されたものであるから、県内部における審議、検討又は協議に関する情報であると認められる。

イ 法務相談票の 1 ページ及び 2 ページ（別表の番号 1）の部分について

当該部分のうち、1 ページの 1 行目（表題）、2 行目から 4 行目まで、5 行目の 1 文字目から 2 文字目まで、6 行目、7 行目及び 28 行目並びに 2 ページの 1 行目、8 行目、15 行目及び 34 行目の部分は、具体的な相談内容に係る情報ではなく、開示することにより、実施機関における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとはいえず、法第 78 条第 1 項第 6 号に該当するとは認められない。

また、当該部分に記載されている情報が、同項に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、当該部分は開示すべきである。

その余の部分については、審査請求人への対応に関する法的な検討や対応案など、具体的な相談に係る内容であり、本件発言に関する審査請求人への対応を継続し、再度弁護士に相談することも想定されていた状況においては、その相談内容を開示することにより、実施機関における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められることから、同号に該当する。

ウ 法務相談票の3ページ及び4ページ（別表の番号2）の部分について

当該部分は、審査請求人の発言を主な内容とする審査請求人への対応の記録であり、その記載内容は審査請求人が承知している内容であるから、開示することにより、実施機関における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとはいえず、法第78条第1項第6号には該当するとは認められない。

また、当該部分に記載されている情報が、同項に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、当該部分は開示すべきである。

ただし、当該部分のうち、3ページの右側の欄の下から4行目の7文字目から8文字目までについては、審査請求人以外の特定の個人に関する情報が記載されている。法第78条第1項第2号においては、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものは、同号ただし書きイないしロに該当するものを除き、不開示情報としているところ、当該部分は、その記載から審査請求人以外の特定の個人を識別することができるため、同号に該当すると認められる。

また、同号ただし書きイないしロに掲げる情報のいずれにも該当するとすべき事情は認められず、当該部分は同号に該当し、不開示とすべきである。

エ 法務相談票の5ページ（別表の番号3）の部分について

当該部分は、審査請求人が実施機関に対して提出した文書の写しであると認められるから、開示することにより、実施機関における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとはいえず、法第78条第1項第6号に該当するとは認められない。

また、当該部分に記載されている情報が、同項に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、当該部分は開示すべきである。

オ 法務相談票の6ページ及び7ページ（別表の番号4）の部分について
当該部分は、実施機関が法務相談を行うにあたり、相談内容の参考とするために準備した資料であると認められる。これを開示した場合、実施機関における検討事項が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められることから、法第78条第1項第6号に該当する。

カ 法務相談結果の1ページ及び2ページ（別表の番号5）の部分について

当該部分のうち、1ページの1行目（表題）、2行目の1文字目から3文字目まで、3行目の1文字目から3文字目まで、4行目の1文字目から4文字目まで、5行目及び6行目の部分は、具体的な相談内容及び相談結果に係る情報ではなく、開示することにより、実施機関における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとはいえず、法第78条第1項第6号に該当するとは認められない。

また、当該部分に記載されている情報が、同項に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、当該部分は開示すべきである。

その余の部分については、具体的な相談内容及び相談結果に係る記載であり、開示することにより、実施機関における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められることから、同号に該当する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、実施機関の対応等に係る不服を表明したものと解され、本件個人情報を開示すべき理由としては採用できず、上記判断を左右するものとは認められない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
令和6年	10月	22日	諮問	受理

令和7年 7月22日	審査（令和7年度第 4回審査会第一部会）
令和7年 8月25日	審査（令和7年度第 5回審査会第一部会）
令和7年 9月18日	審査（令和7年度第 6回審査会第一部会）
令和7年10月21日	審査（令和7年度第 7回審査会第一部会）

別表

文書名	番号	ページ	開示相当部分
法務相談票	1	1	1行目（表題）、2行目から4行目まで、5行目の1文字目から2文字目まで、6行目、7行目及び28行目
		2	1行目、8行目、15行目及び34行目
	2	3、4	3ページの右側の欄の下から4行目の7文字目から8文字目以外の部分
	3	5	全て
	4	6、7	なし
法務相談結果	5	1	1行目（表題）、2行目の1文字目から3文字目まで、3行目の1文字目から3文字目まで、4行目の1文字目から4文字目まで、5行目及び6行目
		2	なし

1 行数は、罫線を数えない。

2 文字数は、句読点、括弧、記号及び半角文字も1文字と数え、空白は数えない。